

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

第二条 法別表第三の一の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省略

三 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定子ども園（以下「認定子ども園」という。）の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定子ども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定子ども園（同法第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。）の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

ロ 認定子ども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定子ども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）の書類

ハ 認定子ども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号

改正前

第二条 同上

一・二 同上

三 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定子ども園（以下「幼保連携型認定子ども園」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 幼保連携型認定子ども園の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定子ども園の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

(2) 幼保連携型認定子ども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3) 幼保連携型認定子ども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ 幼保連携型認定子ども園以外の法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定子ども園（以下「認定子ども園」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ

に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定子ども園の認定に係る事務を中核市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該中核市の教育委員会）の書類

第二条の八 法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一・二 省 略
- 三 法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 第二条第三号に定める書類

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一〜三 省 略

次に定める書類

(1) 認定子ども園の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定子ども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

(2) 認定子ども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定子ども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）の書類

第二条の八 同上

- 一・二 同上
- 三 法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 幼保連携型認定子ども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類
- ロ 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類

第三条 同上

- 一〜三 同上

四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 第二条第三号に定める書類

第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 三 省 略

四 法別表第三の十二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 第二条第三号に定める書類

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類

第四条 同上

一 三 同 上

四 法別表第三の十二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類